

## 城陽市子ども・子育て支援事業計画の策定について

子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度からの5年を1期とする「城陽市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、この中で「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保、その他同法に基づく業務を円滑に実施するための「量の見込み」及び「確保方策」を定め、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の取り組みを総合的かつ計画的に進めています。

この度、現計画の期間が平成31年度で最終年度となり、次期計画の策定を行う必要があることから、次頁「4. 策定スケジュール(案)」の通り、今後示される国の指針等に沿って計画策定を進めてまいります。

### 1. 子ども・子育て支援法について

子ども・子育て支援法は、少子高齢化問題を解決する手段の一つとして出生率低下に歯止めをかけるべく、子どもを産み育てやすい社会の創設を目指して平成24年に制定されました。同法では以下の3つの目標を掲げています。

- ①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ③地域の子ども・子育て支援の充実

### 2. 次期計画の期間

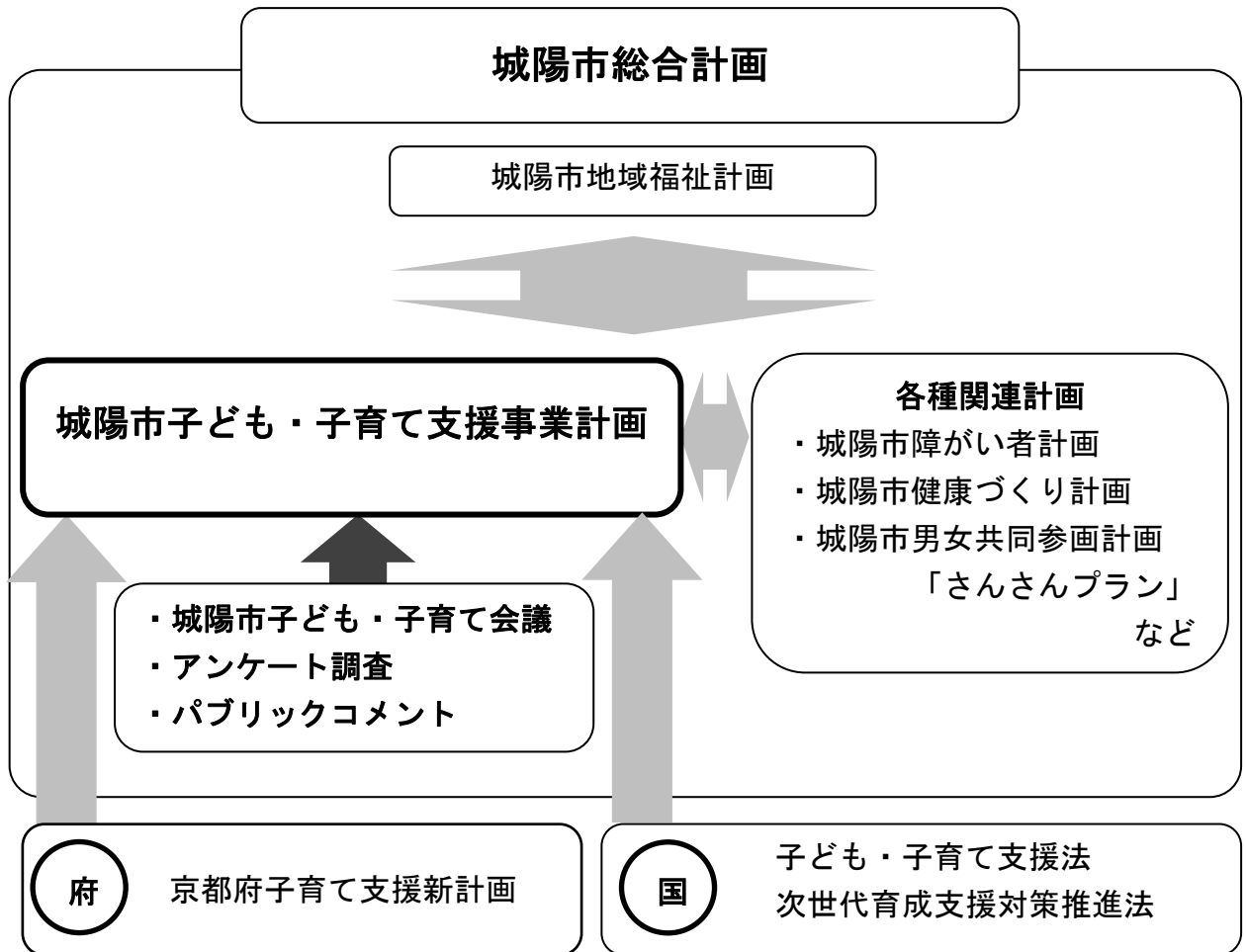
平成32年度～平成36年度の5年間を計画期間とします。

### 3. 計画の位置づけと作成体制

「城陽市総合計画」、「城陽市地域福祉計画」を上位計画として本計画を定めるとともに、各種関連計画との整合性に留意して策定します。

また、策定にあたってはアンケート調査を実施するとともに、城陽市子ども・子育て会議やパブリックコメントにより、幅広く市民から意見の聴取を行ってまいります。

計画の位置づけと作成体制



4. 策定スケジュール（案）

平成31年1月～2月	アンケート調査の実施
2月～3月	アンケート調査分析・結果まとめ（★）
2月～4月	量の見込みを検討
4月～7月	次期計画骨子案の作成（★）
4月～8月	確保方策の検討
8月～11月	次期計画素案の作成（★）
平成32年1月	パブリックコメントの実施
3月	次期計画策定（★）
4月	次期計画書の作成

※ ★の項目については、城陽市子ども・子育て会議及び市議会に報告してまいります。